落穂集

六

内閣文庫

内閣文庫	
番號	和 16383
冊數	22 (6)
函號	170 76

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

一家康公ハ三月十日御府内遊覧ス六月物の沈奥
州南部大膳亮信直親敵和睦ス
主人信雄ニ対シ逆意ス人士ハ行力ニ
シテ信直ハ力ハ強クシテ性質ハ
御家向ノ義ニ付テハ一族ノ族多ク
今ハ少シ少ナクナリ指揮秀康公ハ
御家ニ信雄ハ南部表ノ義京都ヘモ相聞ハ
秀吉公ハ大ニ怒リ給ヒ
日加中納言秀吉ハ家向ニ付テハ蒲生氏郷
八月豆孔雀ノ義ハ大藤左ヱ門尉ハ

浅草文庫

[illegible]
[illegible]
[illegible]

院ノ家臣ト相ノ人ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
正真ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

本村給地等ニ成自分領地の内ニて多くハ一揆ニ退治
仕ル義不申候ハ不届ニ成ル領地と成敗ニ仰遣
政宗ハ一揆の悪徒ハ内通のゆへ〜ニ成分ハ本領を
減〜て本村ハ遠国西大路ハ極政宗ハ本領ハ外列
長井郡奥刀田村迄伊達信夫郡田村ハ民ハ今度
奥刀田村ニ於て軍功の働ニ成ル者ハ本領を
政宗自分ハ四領悪〜民ハ叩悪ハ地ニて扶持を
取ル者ハ出ス之ハ一揆ハ民ハ村〜
領ハ義ハ旦ハ憤り止ハ恨ハ旦ハ回顧仕遣候
等の別〜ニ於て〜一揆と領〜民ハ殺し対ニ成ル
也御家ハ政宗ハ家人山田八兵衛ハ知行
為人の為ニ主人政宗ハ背き民ハ〜属〜て大ニ企
を若〜セ成ハ民ハ何日と為ニ成ル
の張本と成御ハ別〜ニ於て教害ハ対民ハ領
分没ル御儲ハ成ル也
一同年十二月廿八日秀吉ハ御〜関白御と尾列中納言秀
次ハ懐〜ニ成ハ大関と成ル也〜朝鮮征伐
ハ〜を仕ル也〜年山列播州播州と成ル也
別〜て文禄の者ニ成ル也
一永禄元年ハ春秀吉ハ中朝鮮と征伐ハ〜の

第十対　家康公ハ十七日二月二日ニ御発駕遊廉
政義ハ御添ハ強り　秀吉公ハ御用等ニ罷り在候ト
云伝ヘ也
一同月十四日松平上野介忠吉公武州列忠の嫡ハ四位ノ対
従ニ任ス家康ハ駿府家忠ハ
三位ノ従ニ同四日小義川ハ嫡他界ニ付
一同月三月十七日　家康公京都ヲ御出陣遊肥前
国名護屋ヘ御下向ノ節伊達政宗ハ京都御行
義宣南部信濃守ノ同東大名ハ義ハ
家康公ヲ御出ヲ待ヲ清正ハ秀吉ヲ御
御添ヲ申上ル遊ヲ和泉ヲ
一同十六日秀吉公京都ヲ出船ヲ
一同年四月十二日朝鮮国ヲ渡海ヲ平清正
小西摂津守ハ長谷川ハ長谷川ハ朝鮮ヘ渡海ヲ
一同年七月肥後国ヲ於ヲ蒲加ハ住人梅北ハ
中右清ハ数ハ多人ヲ家ヲ一揆ヲ起ス乃ち名
護屋ヘ御進ヲ
ヲ人数ヲ名護ヘ一揆退治ヲ
吉ハ年ヲ渡行　家康公ヘ秀吉ハ
年ヲ

方頼ニ等ヲ以テ対馬ヲ長崎ニ一所ヲ限リ向ケ
ものの数ハ拾ヶ年程の猶予ヲ願ヒ出ル
ニ付退散の方法進セラレんと人々歎ハ
ものの様ニ新ヲ京都ヲ於テ大政所病気大切ノ
ヨシ申ニ付秀吉
朝鮮征伐の事ハ家康公ハ世ニ
指図の事ハ小西ニ命ズ事ハ小西ニ命ズ事ハ
下れる朝鮮征伐の事ハ於テ
仕ル事ハ家康ハ
ひ行ハ重事ヲ
被申ハ乃ハ朝鮮ヲ
ハ
秀吉ハ
秀吉ハ
家康公ハ
信作ハ
一同年七月十四日京都ヲ於テ大政所
（ヒデヨシ）秀吉ニ付

秀吉公朝鮮へ渡海ありて秀吉公病死ありて朝鮮より京都へ還師
四月九日　秀吉公三位中将殿へ任官ありて
諸人御還り給へども（秀吉公ハ十月六日京都へ
御帰ありて来る九日名護屋へ下向あるべき）彼地給ふ
ものなし

一同年閏十月　大坂より名護屋へ注進ス
（秀吉公御名捨）
秀吉公ハ朝鮮国乃義
ハ秀吉公ハ病死ス向後朝鮮国乃義
ハ御無用ニ成ル　家康利家ハ大坂ニ居ル
指揮あるべき旨ニ付ハ家康ハ上洛ス
朝鮮の義ハ沉惟致和睦の義と云持ハ
浮説ニ付事済ス事ハ
ひ給ふ義ハ
ス
家康公ハ名護屋ニ御居ス
永く御上洛ハ
秀吉公ハ京都ニ御居
名護屋ニ御居ス
一朝鮮四ヶ所の元中ハ
給ふ
大将ハ大軍ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の義ハ遠ク[illegible]ハ[illegible]大国[illegible]
朝鮮渡海ト[illegible]
[illegible]向ト[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
大国[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

家康公御分国[illegible]大国大キ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]人ニ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

家康公御分国政ヨリ[illegible]
[illegible]
[illegible]義ハ成ヲ[illegible]
[illegible]
[illegible]

向し奉り入り込大国朝鮮渡海の儀ハ豊臣秀吉公
ゟ八ヶ年以前御内々ニ而被仰付ハ
長崎ニ而ハ数人ゟ聞及ぶ事ハ
其ゟ以前四国中国の内ゟ
義久大方朝鮮陣ゟ
みな大国ハ自然斗ニ
まで迄五倶ニ朝鮮渡海
人数ハ
いとう又ハ日本ハ
なぐれ彩り中国ゟ

大国義久御内ゟ人数ハ
ゟ
同御国ハ
朝鮮ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
人民国窮ゟ

奥方はまでも沙汰なく仕まつる人なく
流人弾指の事ども相つたへ申流はるばるの
御仕置とこそ行器とて
[illegible]
大内流人は事方ともなく
[illegible]
[illegible]
流人とおもくなされ大内大小之腰をも
[illegible]
[illegible]
[illegible]

幸長方軍ヲ引ントシ給フトモ之ヲ止メ
一揆退治ノ為ニ海ヲ撰ビ給ヒ乃父淨正モ之ニ
加勢ヒ給ヒシ故ニ海ハ德水ヲ出ス云ヒ伝ヘ
世ニ称シ名ヲ太閤ヨリ下シ給フ淨正名護屋ニ陣乃
所モ仕ル者ヲ有リシ
二ツ谷獲屋ヨリ給ヒ
水ノ涌流ヲ引ク　家康公ノ陣所ノ前ニ清
人ヲ以テ外ノ陣所ヨリ水汲ニ来ル者ヲ
捕ヘ水ヲ汲ミ中ニ入ル或時用ニ付水乃
涌出ル故ニ水汲ニ来ル水汲ヲ捕ヘ海ヲ
水汲ヲ十人半程ツヽ
水ヲ汲ミ付ル者人ヲ捕ヘ是ハ用ヲ命シテ
雑言ヲ言ヒ者人ヲ捕ヘ悪ク言ヒ者
人仲間ノ少人ヲ相加ヘ汲ミ
一ヲ中ヲ汲ミ事正ニ藤ヲ
汲ミ合ヒ処ニ加ヘ家ヲ
も汲ミ水ノ来ル
ヒ者人
ヒ
方ヲ
行事ヲ

来り重ねて猛烈なる双方共人数三千余騎を以て攻寄せ
鉄砲を以て一日暮方迄戦ひ夜に入て流丸雨の如く
飛交ひ相ひ人馬共に疲れ陣所の門ならびに本営幕
幕原武部殿本陣本松原に三人ゟ御使者ゟ同行中
歩行者ゟ出る方共中へ割入宣家公ゟ引上様ゟ
中ゟ本多忠勝ハ深ク御感ス御本陣
康政ハ大肌ぬぎ立り見て也二時ハ着たゝハ
服部半蔵源忠吉ゟ為人ゟ鉄砲同ゟ方共
ゟ連れ宣家ゟ場へハ石ゟ引て列利家ゟ陣所迄
押掛組の者同ゟ出ゟ引べ所ゟ分ゟ有須

中ゟ義ゟ家ゟ引ゟ迄ゟ有ゟ後ゟ中ゟ後ゟ動ゟ
ゟ有ゟ利ゟ家ゟ方ゟ本ゟ陣ゟ家ゟ前ゟ平ゟ馬ゟ
部ゟ有ゟ方ゟ御ゟ家ゟ危中同ゟ宣家ゟ引ゟ止ゟ
御ゟ相ゟ見ゟ有ゟ引ゟ有ゟ双ゟ方ゟ退ゟ引ゟ
相ゟ御ゟ本ゟ陣

家康公ハ御陣所の亭に於て宣
家ゟ馬ゟ場ゟ迄ゟ出ゟ有ゟ引ゟ
宣ゟ家ゟ様ゟ御ゟ家ゟ康ゟ政ゟ御ゟ本ゟ陣ゟ
ゟ言ゟ葡ゟ萄ゟ酒ゟ本ゟ多ゟ忠ゟ勝ゟ
地ゟ元ゟ為ゟ迄ゟ

論ずる事大閤の閤のもと達しのもと変りもなく
利家へハ陣所番へ参り後作ともし
三ヶ条後座上陣ハ　家康
陣ハ法大名方大閤の陣ニ於て上洛の節秀吉
ハ　家康利家ハ
中たり　秀吉ハ
の内ハ　秀吉ハ
秀吉重病ニ
と見ゆ　日本
節ハ

無沙汰申ふるとて

一文禄二年正月六日秀吉公伏見御城より新城とされ之後
居初まる之ゆへ諸国の人数来二月中に
伏見へ参り給へ方々御使者へ年始を遣
給ふ也御書信ゆへ御行方薬師の山へ御
ゆへ御書信ゆへ対馬殿へ御使者
御書信ゆへ対馬殿へ御使者
行て人数百人ばかり出ル也二月
中伏見へ之ゆへ方々御使者
一同年二月廿七日秀吉公野山へ
ゆ

家康公ゆへ御同乗遊秀吉公野山へ高
野山へ参り給へ方々御使者遊御
京九後伏見へ御書信御出合分遊御年主殿様家
忠之殿へ御奉行の面々へ関東より之人数を
池新右衛門方へ御使者
一同年九月秀吉公様ゆへ家康公御出馬
当年武蔵御屋敷へ御出馬
御年始之遊
一文禄四乙三月廿八日秀吉公車を写して
家康公聚楽の御館へ来給ふ御使者遊之

家康公より白銀三百枚沙小袖帷子把八文字紋
信濃三百信長光代御大刀御馬之足　秀吉公より
白銀三千両御小袖五十領浅野弾正長政秀
康公小袖二十右通り　秀吉公より沙汰之通り
一同年七月初旬関白秀次様之儀ニ付企之旨秀吉
公ヘ聞ヘ達し候ニ付浅田右馬助石田治部少輔両人ヘ
御尋ねニ成り　秀吉公ヘ御意之通り不申上候ニ付
御仕置ニ成り　秀吉公ヘ自
秀吉公ヘ義ニ付　公ヘ御意之処秀次公

此度大名衆ヘ　公ヘ御意之儀
ハ　公ヘ御意之儀ハ
之儀ハ　公ヘ御意之儀ハ
沙大納言殿ヘ東国ヘ御下ハ
命ニ付御供ハ
秀次公ヘ御供ハ
御方ヘ御供之儀ハ
事ニ成り
迎ニ成り　秀吉公ヘ
御方ヘ御供之儀ハ

[illegible]の第二子に大久保治部大輔忠隆、幸長
三郎利隆、女人[illegible]
て迎寄せられ　中納言義直、[illegible]
独乱の為大酒飲み、泥酔の仕合に、[illegible]
て、中[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同月八日秀吉公[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同月晦日秀頼の御母堂[illegible]人[illegible]乃毒死[illegible]人新車[illegible]

[illegible]

一同[illegible]月[illegible]日秀頼[illegible]毒死[illegible]人[illegible]

[illegible]

一[illegible]月十二日秀頼[illegible]

一慶長元年六月八日　家康公内大臣[illegible]

御[illegible]

一同月十二日秀頼[illegible]

秀頼[illegible]

一同七月十二日[illegible]夜子刻[illegible]大地震[illegible]

大地裂て水湧出[illegible]

死亡[illegible]

[illegible]

[illegible]

前　家康公より沙汰被仰付候ハ[illegible]

御家人ハ[illegible]集人正栖より[illegible]

一同年九月八日朝鮮国と和睦の為に付大明国より

使者を以て[illegible]書[illegible]の[illegible]秀吉公の市庭を

上朝鮮国まで太子[illegible]の仕事と後立ち[illegible]

後ハ[illegible]又朝鮮国へ渡海の陣[illegible]

京伏見にて[illegible]長政[illegible]大閤

へ[illegible]

[illegible]

一同十二月廿日　家康公より御家人久野四郎兵衛尉宗

秀と三宅[illegible]

[illegible]

家安と[illegible]

[illegible]

不[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

奉[illegible]

一慶長二年正月廿日[illegible]

[illegible]

二月[illegible]

一同ひ七月秀吉ゆゑ三箇玄義法門をもて[illegible]
七月大地震の節大佛殿の
年号玄佛殿の事[illegible]
[illegible]大佛のごとく殺[illegible]
事[illegible]
[illegible]
法華八法華[illegible]
[illegible]
[illegible]

一同年十二月十二日　秀忠公武刀ニ稲毛ヘ鷹野ニ出給
[illegible]
[illegible]
[illegible]

もて後日の為なり

雪うちかき文をとりかさねて

玉章をかけて伊達へ

一同年二月九日南生殿三郎秀行親父我々へ秀行

方へ頻知れ分書くに取敢ず野口大学郎宅に於て

十八日右様の別紙をもて行令使の大家中上下

行と仕候て大きに迷惑仕候也

右秀行別紙に付て八一流のごとく我方へ及ぶ迷

書記に曰屋寄れ候ハ右なり

我郷の事まで南生殿に為ハ者也

九月和泉集人より我々へ迷惑ハ分範国の上意

大和利義のことをおもんぜられ陽の色見ゆる

故に上方に対ず我郷へ人数を夜立て

頻り我々大和のうち迄ハ雲霞の如く打出

あるべく行為の別の儀まるべき分今時

旅郎老ゆ〳〵ハ勅方のそ我々上京

前に毎年仕候〳〵方、於て淀河扇別紙

我々へ易く安心仕候の後人と交遊を

南生殿に為ハ者てハ上京ハ流人も

てくれ申ハ我々ハ良存ハ上京仕候て尼崎

[illegible]

於て[illegible]

[illegible]

仰の[illegible]

四三歳へ[illegible]

[illegible]

[illegible]

大岡少[illegible]義[illegible]わるべく仕[illegible]の義にて[illegible]大名
後役人[illegible]列[illegible]の中へ対方と[illegible]
刑法[illegible]
[illegible]人と敷[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

家康公ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]

[illegible]

[illegible]

之方ハ他力ヨリ行ヒ
申すに頼られい重ねて
申ハ弘式と人と
ハ
毛ハ
ハ
ハ

さてれたることハ二月廿三日ニ大病ニ成て京大
内ゟ傍輩ゟ心配ニ而二月食ハ不成ニ付ゟ
毒ハ入ル事ハ無之ハ
しゑ病中の祈ハ不ル
限われ吹ゟ
一同年四月廿五日ニ流行寺利家ゟ
ゟ仕ル
一同六月二日大内ゟ病ゟ
家康ゟ秀忠ゟ
とゟ家ゟ
一同月十六日ゟ入侍月番ゟ
ゟ過ゟ
弛集ゟ
重改ゟ
京都ゟ
ゟ
の
しゑ
ゟ
一同月十六日ゟ入侍月番ゟ
ゟ過ゟ
弛集ゟ
重改ゟ
京都ゟ
ゟ
の
しゑ
ゟ

[illegible]

佛殿の[illegible]事ハ[illegible]に付大閤の[illegible]信濃国[illegible]

善光寺の世話[illegible]

[illegible]光寺善光寺の世話[illegible]

[illegible]

[illegible]

松永霜台と云ふ大老職と呼び、此
人と共に浄光長政、平田徳善院、石田
三成、長束正家と云ふ奉行と名付、大事は大
老と執政とにて、其の他事は奉行に於て、悉く
乃ち信長、秀吉、家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、
上杉景勝、小早川隆景、宇喜多秀家、毛利輝元、
一八月九日より、秀吉の病氣、漸々重く成り、
家康、前田利家と、宿所に招て、諸事の
病氣、遂に死す、秀吉、浄光、長政、徳善院、
三奉行、家康、利家、諸大名に、
浄光、長政、徳善院、三奉行に、
秀吉の遺命、
諸大名、
諸大名、
諸大名

内府へ御渡なされ候ハ、
乃秀頼へ世を譲り申事ハ、秀頼いまだ幼少
成長の後も変無之候ハ、
其時分ハ、内府の御為も如何と思召候ハ、
同秀頼人数の内ニ召置れ、利家ハ
御名を替て秀頼幼少の内天下政道の事ハ
内府へ御任せ被成候ハ、
との遺言ニ　家康ハ利家ハ
ご存命ハ、
家康ハ利家ハ内々
大閤の御秀頼の御事ハ
御ご存知無之ハ、

御内々ニ御心自分御本方ハ
いつ迄も生ながらへ御存命ハ、利家ハ
ひとの事に付あなたより御申ハ、秀吉ハ
御の御仕成ハ、
今日ハ御存命ハ、
御三十四ハ、
大大名ハ、秀吉ハ
同役者ハ、
右の御事ハ、
家康ハ、

御内々ニ御文ハ、
御文ハ、
御三中老ハ、
御の完所ハ、
大大名ハ、
内府ハ、

格別の儀よりなしとあるに給ひ[illegible]

一同月十日法陽東山の[illegible]

将軍[illegible]

四方動揺[illegible]

[illegible]山法の[illegible]

[illegible]京伏見に於て[illegible]

一同月十八日前関白豊臣秀吉公[illegible]

薨去[illegible]行年六十三歳[illegible]

隠居[illegible]法陽の東南阿弥陀ヶ峯[illegible]

[illegible]の内[illegible]

[illegible]野山興山上人事

[illegible]

一同月十九日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゆゝ也

一九月十六日浦賀表高麗船ゟ被差出候朝鮮
国書ニハ利国ゟ〻御内々ゟ世代長崎ニ被差出
鮮ニ軍船ニ軍船ニ被遣ハ国書ニ
ニ成ハ差又ハ
ゆゝ海ニ海ニ
ゆゝ
中ニ
義ハ
ゆゝ
ゆゝ也ニ付

浦賀ニ
ゆゝ
朝鮮ニ
強き
ゆゝ
病
病
ゆゝ
ゆゝ
ゆゝ
ゆゝ
ゆゝ
ゆゝ

幣三方計りにて沙汰海を渡りの之に付ては之の
後者を仕候ちる虎と云者
家康公仕候
海辺に之を通て浦北浦正右田治部丞人数を分て
しかるべき方へ朝鮮へ被渡国を浦の西
平壌城の北を通り北方の義に之を見合
ちる虎方へ侵者に付て
今朝鮮に対し義のごとく久敷朝の関
乃間へ来あるまて
[illegible]
兵の者に付て
家康公御手切〜まて御所国民死事〜仕候海
仕候寄者〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
大唐の日本を侵こと立毋計被成こと事
平壌城の兵者に付て
後年の沙汰
[illegible]
[illegible]
[illegible]

遣ひ為すべき旨、虎の介、海賊衆、朝鮮国へ渡海せ
ざるべきの趣、仕り候ひ申し上げ候ひ、
此の時、兵庫助の義、弘法寺列り、大勢の卒、海
海を渡り、大明人と合戦の一部、御利を得、極威の
振ひ、とりわけ大明人、威勢、恐れ悪く、敗北
入り、其の時、毛利、小早川、吉川、宇喜多の義、対馬人、海賊衆
信濃守の義、対馬人、海賊衆、毛利、小早川の相
信濃守の義、対する所、節は、独り、於て、秀
義、八郎、海賊衆、五人、共に、二人、海賊衆
越前守、遣ひ、

家康、海賊衆、度々、徳を、法

下、高麗、渡海、豊臣、御代、若き人
朝鮮へ、おわす、七隻の、海軍、数、海賊、
取り、とり、人、海賊衆、対馬人、海賊衆、
将方へ、作の、為、とり、遣はし、若狭、
月、ほのぼの、石、博多、津へ、海賊、
秀吉、他界、義、のべ、千、朝鮮、於て、大明人、
一、の、作、とり、遣ひ、
家康、海賊、義、人、働、日本、海軍
数、義、海賊、義、毛利、家、
乃、此、他、作、義、の中、

[illegible]秀頼[illegible]代より[illegible]の
[illegible]三人の大老[illegible]
[illegible]

家康[illegible]
[illegible]秀頼[illegible]
[illegible]輝元[illegible]
[illegible]
家康[illegible]秀頼[illegible]十四[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]有功の[illegible]
[illegible]
[illegible]

一同ゝ十月初旬ゟ秀頼公ゟ大坂へ御[illegible]
[illegible]ゟ大坂へ御[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan